

滋賀県自治医科大学卒業医師 キャリア形成プログラム

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

令和7年1月

1 キャリア形成プログラムの概要

- 平成30年(2018年)7月25日に改正された医療法の規定に基づき、都道府県は「医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画(キャリア形成プログラム)」を定めることとされました。
- この医療法の改正を受けて、自治医科大学を卒業した医師がキャリアを形成しながら自治医科大学医学部修学資金貸与制度に係る義務が果たせるよう、必要事項を整理し、キャリア形成プログラムとしてまとめました。

2 基本的事項

(1) 適用対象者

- このプログラムは、自治医科大学を卒業し、滋賀県職員として採用された医師に対して適用します。

(2) 対象期間

- プログラム対象期間は、自治医科大学医学部修学資金(以下「修学資金」という。)の返還免除要件を達成するまでの期間(以下「義務年限」という。)とし、修学資金の貸与期間に2分の3を乗じた期間となります。

(例：通常の貸与期間6年 $\times$ 3 $\div$ 2=9年。留年2年の場合は8年 $\times$ 3 $\div$ 2=12年)

(3) 対象期間中の派遣先

- 義務年限中は、地方自治法等に基づき、県が人事権を有した上で滋賀県知事が定める公立病院等(以下「指定公立病院等」という。)へ派遣することとします。(義務年限終了後に引き続き滋賀県職員として勤務する場合も同様。)
- 臨床研修修了後(卒後3年目以降)は、原則として下記の指定公立病院等の中から、当該病院の医師不足状況等と対象医師の意向を調整した上で、各勤務先での就業期間も含めて、県が決定します。なお、県全体の医師不足の状況等により、下記以外の公立・公的医療機関に派遣する場合があります。

圏域名	市町村名	指定公立病院等
甲賀	甲賀市	甲賀市立信楽中央病院、公立甲賀病院
東近江	近江八幡市	近江八幡市立総合医療センター
湖東	彦根市	彦根市立病院
湖北	長浜市	市立長浜病院、長浜市立湖北病院
湖西	高島市	高島市民病院

3 義務年限中の勤務

(1) 卒後1～2年目

- 自治医科大学卒業後の2年間は、以下に掲げる滋賀県内の臨床研修病院のいずれかで臨床研修を受けます。
- 臨床研修病院は、医師本人の希望等を踏まえた上で、個別に決定します。

圏域名	市町村名	臨床研修病院名
大津	大津市	市立大津市民病院、大津赤十字病院、滋賀医科大学医学部附属病院、地域医療機能推進機構滋賀病院
湖南	草津市	淡海医療センター
	守山市	滋賀県立総合病院
	栗東市	済生会滋賀県病院
甲賀	甲賀市	公立甲賀病院
東近江	近江八幡市	近江八幡市立総合医療センター
	東近江市	東近江総合医療センター
湖東	彦根市	彦根市立病院
湖北	長浜市	市立長浜病院、長浜赤十字病院
湖西	高島市	高島市民病院

(2) 卒後3～5年目

- 臨床研修修了後は、「へき地等の医療の確保および向上のために高度な医療能力を有する総合医を養成する」とした自治医科大学の建学の趣旨に則り、指定公立病院等において総合診療をはじめとする地域で必要とされる医療（以下「地域医療」という。）を担う医師として、業務に従事します。
- 専門医の取得について、専門研修プログラムへの登録は本人の意思によるものとしませんが、総合診療専門医の取得を希望する場合は、できる限り勤務先等に配慮したうえで配置調整を行います。
- その他の診療科の専門医の取得については、地域医療に従事することを優先するため、勤務先等の配慮は原則として行いません。

(3) 卒後6年目以降

- 専門医の取得について、総合診療以外の診療科を含め、県内の医師の地域偏在および診療科偏在の実情に即しており、かつ、県の派遣ルールに沿った勤務が可能である場合は、勤務先等の配慮を行います。
- ただし、医師不足状況によっては、専門研修中であっても地域医療への従事を優先するため、義務年限中に専門医資格を取得できない場合があります。

(4) コースモデル

- 卒後3～5年目は地域医療に従事し、卒後6年目から専門医の取得を目指す場合を「基本型」とし、例示します。(コースモデル1)
- 卒後3年目から総合診療の専門医取得を目指す場合を「総合診療専門医取得型」とし、例示します。(コースモデル2)

<コースモデル1（基本型）>

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		指定公立病院等での勤務						
身分	滋賀県職員								
診療科	－		総合診療			総合診療のほか、県内で医師が不足している診療科			
診療内容	－		地域医療に従事			専門研修を履修（※１）			

<コースモデル2（総合診療専門医取得型）>

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		指定公立病院等での勤務						
身分	滋賀県職員								
診療科	－		総合診療						
診療 内容	－		地域医療に従事しつつ、専門研修を履修						

（※1）総合診療以外の診療科については、県内の医師の地域偏在や診療科偏在の実情を踏まえた上で、県の派遣ルールに沿った勤務が可能である場合に限り専門医取得に配慮。ただし、義務年限中に専門医資格を取得できない場合あり。

（※2）上記コースモデルはあくまで例示であるため、県内の医師の不足状況や対象医師が考えるキャリアの方向性を踏まえ、個人に応じてキャリア形成プログラムを適用。

4 キャリア形成プログラムの一時的中断（修学資金の返還猶予）

○ 以下のような場合には、申請によりキャリア形成プログラムを一時的に中断することができます。その間、修学資金の返還は猶予されますが、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

・ 育児や介護、災害、疾病、負傷等により医師の業務に従事できないとき
（※）産前・産後の休暇期間は義務年限に算入されます。

○ 自治医科大学大学院への進学を希望する場合は、必要に応じて進学を認めますが、大学院での在学期間はキャリア形成プログラムの一時的中断の扱いとなるため、修学資金の返還は猶予されるものの、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

5 卒業医師に対するキャリア形成支援

○ 対象医師に対しては、キャリア形成の視点から、県が定期的に（年1回）面談を行うとともに、随時相談等にも対応します。面談では、各医師が考えるキャリア形成の方向性について確認し、医師一人ひとりに合わせた支援を行います。

なお、キャリア形成の支援にあたり、事前に意思共有を行うため、義務年限中に専門研修プログラムに登録する場合は、登録前に県まで相談してください。

○ 義務年限中に他県で勤務する期間のある（結婚協定）医師については、相手県と協力しながら、キャリア形成を支援します。

○ その他、ご不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

<問合せ先>

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部医療政策課 医療人材確保係

電話:077-528-3613 Mail:ef00080@pref.shiga.lg.jp